



11月29日(火) 緊急セミナー開催！！

期限迫る！ご存知ですか？「事業用資産の買換え特例」

租税特別措置法第65条の7・第1項・9号による長期保有土地等から土地建物等への買換えの適用期限が平成23年12月31日までとなっております。



この特例について、手続きなど、わかり易く説明いたします。



講師: 森 繁之助 (税理士法人タクトコンサルティング 税理士)

略歴: 熊本県生まれ、中央大学商学部卒業、

平成3年本郷会計事務所 (現 税理士法人タクトコンサルティング) 入社
平成4年税理士登録

著書: 「住宅・不動産用語辞典」共著 (井上書院)、「守りから攻めへの譲渡資産税実務」共著 (ぎょうせい)、「税理士が知っておきたい相続の手続き・税務Q&A」共著 (中央経済社)、「特定資産の買換え特例」(月刊税理)

日時 平成23年11月29日(火) 14:00~15:30 (受付 13:30)

会場 ソリッドスクエア1階会議室3 (川崎市幸区堀川町580)

定員 30名 (定員になり次第締め切ります)

参加費 無料

共催 川崎商工会議所、住友不動産販売株式会社 法人営業本部

◆お申込み 川崎商工会議所 企画広報部

TEL: 044-540-3902 E-MAIL kikaku@kawasaki-cci.or.jp

下記参加申込書にご記入の上、11月25日(金)までにFAXにてお申込みください。

*メールでのお申し込みは下記必要事項をご記入の上、お申込み下さい。

川崎商工会議所 企画広報部 行 (FAX 044-540-3900)

「事業用資産の買換え特例セミナー」平成23年11月29日(火) 参加申込書

貴社名・団体名		
ご住所	〒	
ご参加者氏名		
連絡先	TEL	FAX
E-Mail		

*ご記入いただいた方には当会議所からセミナーや経営情報満載のメールマガジンをお届けいたします

※ご記入いただいた個人情報は、川崎商工会議所、住友不動産販売株式会社 法人営業本部からの各種連絡・情報提供に利用することがあります。